

熊本県公報

号外 第38号
平成18年12月15日(金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

条 例	
○熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(行政経営課) 4
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例	(財政課) 7
○熊本県消防団員等賞じゅつ金授与条例の一部を改正する条例	(危機管理・防災消防総室) 7
○熊本県こども総合療育センター条例及び熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(障害者支援総室) 8
○熊本県暴走行為防止対策の推進に関する条例の一部を改正する条例	(交通安全・青少年課) 8
○熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例	(港湾課) 9
○熊本県開発行為の規模等の特例を定める条例の一部を改正する条例	(建築課) 9
○熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	(警察本部) 10
○公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例	(") 11
○熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の一部を改正する条例	(健康福祉政策課) 13

本号で公布された条例のあらまし

- ◇熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 1 次に掲げる事務について、それぞれに掲げる市町村が処理することとし、別表を改正することとした。(別表関係)
- (1) 地方自治法に基づく事務のうち、市町村区域内の町及び字界の変更の届出の受理、告示に関する事務及びあらたに生じた土地の確認に関する事務
移譲先：今回新たに八代市、荒尾市、玉名市、天草市、山鹿市、玉東町、和水町、南関町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村及び球磨村に事務を移譲し、全市町村に移譲となる。(別表第2号関係)
 - (2) 墓地、埋葬等に関する法律に基づく事務のうち、墓地等の経営許可等に関する事務(新規)
移譲先：玉名市及び菊池市(別表第3号関係)
 - (3) 農地法に基づく事務のうち、農地の権利移動の許可等に関する事務
移譲先：今回新たに八代市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、城南町、富合町、美里町、玉東町、和水町、南関町、長洲町、植木町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町及び苓北町に移譲し、全市町村に移譲となる。(別表第13号関係)
 - (4) 水道法に基づく事務のうち、簡易専用水道の指導監督等に関する事務(新規)
移譲先：宇土市及び上天草市(別表第18号関係)
 - (5) 分収林特別措置法に基づく事務のうち、分収林契約に係る募集等の届出の受理、変更勧告等に関する事務
移譲先：水俣市及び津奈木町(別表第19号関係)
 - (6) 工場立地法に基づく事務のうち、特定工場新設等の届出の受理等に関する事務
移譲先：大津町(別表第20号関係)
 - (7) 大気汚染防止法に基づく事務のうち、一般粉じん発生施設の設置届出の受理等に関する事務(新規)
移譲先：天草市(別表第23号関係)

- (8) 騒音規制法に基づく事務のうち、地域の指定、規制基準の設定に関する事務
移譲先：天草市（別表第24号関係）
- (9) 都市計画法に基づく事務のうち、都市計画施設等の区域内における建築の規制、都市計画の決定又は変更に当たっての土地の試掘等の許可等に関する事務（事務の追加）
移譲先：八代市及び天草市（別表第25号関係）
- (10) 悪臭防止法に基づく事務のうち、地域の指定、規制基準の設定に関する事務
移譲先：天草市（別表第28号関係）
- (11) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法に基づく事務のうち、一般粉じん発生施設に係る公害防止管理者等の届出の受理等に関する事務（新規）
移譲先：天草市（別表第29号関係）
- (12) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく事務のうち、公有地の買取りの届出等に関する事務
移譲先：八代市及び天草市（別表第30号関係）
- (13) 振動規制法に基づく事務のうち、地域の指定、規制基準の設定に関する事務
移譲先：天草市（別表第32号関係）
- (14) 浄化槽法に基づく事務のうち、浄化槽の設置等に関する事務（新規）
移譲先：人吉市、山鹿市、宇土市、大津町、菊陽町、御船町、嘉島町、益城町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村及びあさぎり町（別表第33号関係）
- (15) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び同法施行規則に基づく事務のうち、有害鳥獣及び愛がん用鳥獣の捕獲許可等に関する事務（事務の追加）
移譲先：全市町村（愛がん用鳥獣の捕獲許可等については、八代市及び水保市を除く。）（別表第35号関係）
- (16) 登録免許税法施行規則に基づく事務のうち、宗教法人境内地・境内建物証明に関する事務（新規）
移譲先：あさぎり町（別表第50号関係）
- (17) 熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく事務のうち、一般粉じん発生施設の設置届出の受理等に関する事務及び騒音に関する規制基準の設定に関する事務
移譲先：天草市（別表第55号関係）
- 2 不動産登記法（明治32年法律第24号）の全部改正により不動産登記法（平成16年法律第123号）が制定されたことに伴う根拠条文の変更（別表第4号関係）
- 3 この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
- 4 経過措置（附則第2項関係）
条例の施行の際知事が行った処分等で現に効力を有するもの又は条例施行日前に知事に対してなされた申請等は、条例施行日以後事務を移譲する市町村の長が行った処分等又は条例施行日以後事務を移譲する市町村の長に対してなされた申請等とみなす旨の経過措置を定めることとした。

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、引用条文に項ずれが生じるため、関係規定を整理することとした。（第2条第1項第354号関係）
・ 「第38条の4第21項」を「第38条の4第20項」に改めることとした。
- 2 休息時間の廃止による熊本県職員の勤務時間の見直しに伴い、関係規定を整備することとした。（第2条第3項関係）
・ 「午後5時15分」を「午後5時30分」に改めることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県消防団員等賞じゅつ金授与条例の一部を改正する条例

- 1 政令の一部改正に伴い、関係規定を整備することとした。
- (1) 障害者賞じゅつ金の授与の要件につき、「政令別表第3に定める第1級から第8級までの等級」を「政令第6条第2項に規定する障害等級の第1級から第8級まで」に、「政令別表第3に定める障害の等級」を「政令第6条第2項に規定する障害等級」に改めることとした。（第2条及び別表第2備考1関係）
- (2) 障害等級又は金額の決定に当たって準用している条文につき、「政令第6条第2項から第6項（第3項第1号を除く。）まで」を「政令第6条第5項から第8項（第6項第1号を除く。）まで及び非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成18年総務省令第110号）第3条第2項」に改めることとした。（別表第2備考2関係）
- (3) 「障害の等級」を「障害等級」に改めることとした。（別表第2関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）
- 3 この条例による改正後の熊本県消防団員等賞じゅつ金授与条例の規定は、この

条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた傷害に係る賞じゅつ金について適用し、施行日前に受けた傷害に係る賞じゅつ金については、なお従前の例によることとした。（附則第2項関係）

◇熊本県子ども総合療育センター条例及び熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県子ども総合療育センター条例の一部改正
診療等に係る使用料の額の算定根拠として引用している告示の名称に「及び入院時生活療養費に係る生活療養」が追加されたことから、条例で引用している告示の名称を改めることとした。（第1条関係）
- 2 熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部改正
診療等に係る使用料の額の算定根拠として引用している告示の名称に「及び入院時生活療養費に係る生活療養」が追加されたことから、条例で引用している告示の名称を改めることとした。（第2条関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県暴走行為防止対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

- 1 題名を「熊本県暴走行為の防止に関する条例」に改めることとした。
- 2 暴走行為に関する禁止行為等について（第10条関係）
次に掲げる行為を禁止する規定を新設することとした。
 - (1) 暴走行為をすることを目的として、自動車等を準備し、又はその準備があることを知って公共の場所に集合する行為
 - (2) 他人に対して、暴走行為を行うよう強制し、又は勧誘する行為
 - (3) 公共の場所（道路を除く。）において、正当な理由なく、自動車等を急に発進させ、急に加速させ、急に転回させ、蛇行させ、若しくは急に停止させ、又は自動車等の原動機の動力を車輪に伝達させないで原動機の回転数を増加させることにより、著しく他人に迷惑を及ぼし、又は他人に危険を感じさせ、若しくは不安を覚えさせる行為
- 3 あおり行為の禁止について（第11条関係）
公共の場所において暴走行為を行っている者に対し、あおり行為を禁止する規定を新設することとした。
あおり行為とは、暴走行為を助長する目的で、声援、拍手、手振り、身振り若しくは旗、鉄パイプその他これらに類するものを振ること、又は爆竹、花火、かんしゃく玉、発煙筒その他これらに類するものを使用することをいう。
- 4 罰則について（第13条関係）
2(3)及び3の禁止規定に違反した者に対する罰則規定（10万円以下の罰金）を新設することとした。
- 5 施行時期
この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。

◇熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例

- 1 休息時間の廃止により、職員の勤務終了時間が午後5時15分から午後5時30分に改められたことに伴い、船舶のための給水施設の使用料に係る関係規定を準備することとした。（別表第1関係）
・「午後5時15分」を「午後5時30分」に改めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県開発行為の規模等の特例を定める条例の一部を改正する条例

- 1 題名を「熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例」に改めることとした。
- 2 条例における用語は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）の例によることとした。（第2条関係）
- 3 法第34条第8号の3の規定により条例で指定する土地の区域の要件（次の(1)から(6)まで）及びその指定の手續について定めることとした。（第4条関係）
 - (1) 建築物の敷地間隔（隣棟間隔）が原則として50メートル以内で、おおむね50以上の建築物が連たんする区域であること。
 - (2) 建築物の用に供する土地が規則で定める程度に集積している区域であること。
 - (3) 政令第8条第1項第2号口のいっ水、湛水、津波、高潮等の災害発生のおそれがある区域、ハの優良な農地等の農用地として保存すべき区域、二の自然景観、都市環境保全、水源涵養、土砂防備のために保全すべき区域として規則で定める区域を、原則として含まないこと。
 - (4) 規則で定める幅員以上の主要な道路が、区域内に適当に配置され、かつ、規則で定める幅員以上の区域外の道路に接続していること。
 - (5) 排水路その他の排水施設が、区域内の下水を有効に排出するとともに、その排出によって当該区域及びその周辺の地域にいっ水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されていること。

- (6) 水道その他の給水施設が、原則として、区域について想定される需要に支障を来さないような構造及び能力で適当に配置されていること。
- 4 法第34条第8号の3に規定する条例で定める開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途を定めることとした。(第5条関係)
- 5 その他必要な規定の整備を行うこととした。
- 6 この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。

◇熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

- 1 風俗営業(遊技場営業)の営業制限地域に係る保護対象施設に新たに幼稚園、児童福祉施設、図書館を加えること等に伴い、関係規定を整備することとした。(別表第1関係)
- 2 この条例は、平成19年3月1日から施行することとした。

◇公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

- 1 条例名を「熊本県迷惑行為等防止条例」とすることとした。
- 2 次の行為を規制する規定を新設することとした。
- (1) 公共の場所等でのピンクビラ等の頒布行為等(第4条関係)
- (2) 悪意の感情による反復したつきまとい等(第6条関係)
- (3) タクシーの駐車禁止規制除外区間における客待ち妨害行為等(第11条関係)
- 3 粗暴な行為の中の「卑わいな言動」を別条とし、犯罪構成要件を明確にすることとした。(第3条関係)
- 4 次の行為を規制する規定を追加することとした。
- (1) 公共の場所等において、刃物、鉄棒などの危険器具を、不安を覚えさせるような方法で携帯することを規制し、粗暴行為の禁止規定に追加(第2条第1項第2号関係)
- (2) 接待飲食業及びそれを仮装した営業について客引きする行為や客引きのための客待ち行為を規制し、不当な客引き行為等の禁止規定に追加(第5条第1項第2号、第2項関係)
- (3) 公共の場所における不安を覚えさせるような言動による販売行為を規制し、押売行為等の禁止規定に追加(第7条第4項関係)
- 5 罰則を強化することとした。(第13条、第14条、第15条、第16条関係)
- 6 その他規定の整備を行うこととした。
- 7 この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。

◇熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の一部を改正する条例

- 1 「特定建築物」の定義を法第2条第16号に規定する特定建築物とすることとした。(第2条第2号関係)
- 2 「特定施設」を「建築物特定施設」に改め、「建築物特定施設」の定義を法第2条第18号に規定する施設とすることとした。(第2条第3号関係)
- 3 「整備施設」のうち、「客室」が法第2条第18号に規定する「建築物特定施設」となったため、整備施設から客室を削ることとした。(第2条第4号関係)
- 4 「建築」の定義を法第2条第19号に規定する建築とすることとした。(第2条第5号関係)
- 5 特定建築物の所有者等が建築物特定施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための判断の基準を、法第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準とすることとした。(第22条第2項関係)
- 6 「特定施設」を「建築物特定施設」に改めたこと及び建築促進法が廃止され、法が制定されることに伴い、引用条項等を改めることとした。(第2条、第17条、第18条、第22条、第23条、第28条及び第29条関係)
- 7 この条例は、法の施行の日から施行することとした。
- 8 この条例の施行の際現に建築又は修繕若しくは模様替の工事中の高齢者、障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第4条第22号の特定建築物については、改正後の熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の規定は、適用しないこととした。

条 例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第76号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年熊本県条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表第2号中市町村等の欄を次のように改める。

各市町村

別表中第59号を第65号とし、第50号から第58号までを6号ずつ繰り下げ、同表第49号各市町村等の欄中「熊本市」の次に「、(1)アに掲げる事務のうち、条例第26条第4項において準用する第12条第2項、第27条において準用する第14条及び第15条第3項、第23条第1項及び第3項並びに第24条第1項に関するもの、(1)イに掲げる事務のうち、条例第26条第3項において準用する第17条第2項及び第26条第1項に関するもの、(1)エに掲げる事務(条例第22条第2号に規定する粉じん発生施設に係るものに限る。)及び(1)オに掲げる事務(条例第22条第2号に規定する粉じん発生施設に係るものに限る。)にあっては天草市」を、「八代市」の次に「、天草市」を加え、同号を同表第55号とする。

別表中第48号を第54号とし、第45号から第47号までを6号ずつ繰り下げ、第44号を第49号とし、同号の次に次の1号を加える。

50 登録免許税法施行規則(昭和42年大蔵省令第37号)第4条第1号の規定による書類の交付に関する事務	あさぎり町
---	-------

別表中第43号を第48号とし、第31号から第42号までを5号ずつ繰り下げ、同表第30号事務の欄(1)中「及びイノシシ」を「、イノシシ、カモ類(科)、ヒヨドリ、サギ類(科)、タヌキ、メジロ及びホオジロ」に改め、同欄(9)を同欄(18)とし、同欄(8)を同欄(17)とし、同欄(7)を同欄(16)とし、同欄(6)を同欄(15)とし、同欄(5)の次に次のように加える。

- (6) 法第9条第12項の規定による結果報告((1)の許可に係るものに限る。)の受理に関する事務
- (7) 法第19条第1項の規定による飼養登録((1)の許可に係るものに限る。以下同じ。)に関する事務
- (8) 法第19条第3項の規定による飼養登録票((7)の登録に係るものに限る。以下同じ。)の交付に関する事務
- (9) 法第19条第5項の規定による飼養登録の更新に関する事務
- (10) 法第19条第6項の規定による飼養登録票の再交付に関する事務(法第21条第2項の規定において準用する場合を含む。)
- (11) 法第20条第3項の規定による飼養登録鳥獣((7)の登録に係るものに限る。)の譲受け又は引受けの届出の受理に関する事務
- (12) 法第21条第1項の規定による飼養登録票の返納の受理に関する事務
- (13) 法第22条第1項の規定による措置命令に関する事務
- (14) 法第22条第2項の規定による飼養登録者((7)の登録に係るものに限る。)に対する登録の取消しに関する事務

別表第30号事務の欄(18)の次に次のように加える。

- (19) 施行規則第20条第5項及び第6項の規定による届出((7)の登録に係るものに限る。)の受理に関する事務

別表第30号各市町村等の欄中「各市町村」の次に「((1)から(6)まで及び(15)から(18)までのメジロ及びホオジロに係る事務並びに(7)から(14)まで及び(19)に掲げる事務にあっては、八代市、水俣市を除く。)」を加え、同号を同表第35号とする。

別表中第29号を第34号とし、同表第28号各市町村等の欄中「八代市」の次に「、天草市」を加え、同号を同表第32号とし、同号の次に次の1号を加える。

33 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	人吉市、山鹿市、宇土市、大津町、菊陽町、御船町、嘉島町、益城町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、
(1) 法第5条第1項の規定による届出の受理及び経由に関する事務	
(2) 法第5条第2項の規定による勧告に関する事務	
(3) 法第5条第4項ただし書の規定による通知に関する事務	
(4) 法第7条第2項の規定による水質検査の報告の受理に関する事務(法第11条第2項において準用する場合を含む。)	
(5) 法第7条の2第1項の規定による指導及び助言に関する事務	
(6) 法第7条の2第2項の規定による勧告に関する事務	
(7) 法第7条の2第3項の規定による措置命令に関する事務	
(8) 法第10条の2第1項の規定による使用開始の報告書の受理に関する事務	
(9) 法第10条の2第2項の規定による技術管理者の変更の報告書の受理に関する	

<p>事務</p> <p>(10) 法第10条の2第3項の規定による浄化槽管理者の変更の報告書の受理に関する事務</p> <p>(11) 法第11条の2の規定による使用の廃止の届出の受理に関する事務</p> <p>(12) 法第12条第1項の規定による保守点検又は清掃についての助言、指導又は勧告に関する事務</p> <p>(13) 法第12条第2項の規定による保守点検又は清掃についての改善措置又は使用停止の命令に関する事務</p> <p>(14) 法第12条の2第1項の規定による指導及び助言に関する事務</p> <p>(15) 法第12条の2第2項の規定による勧告に関する事務</p> <p>(16) 法第12条の2第3項の規定による措置命令に関する事務</p> <p>(17) 法第53条第1項の規定による報告の徴収に関する事務（(1)から(16)までに掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>(18) 法第53条第2項の規定による立入検査又は質問に関する事務（(1)から(16)までに掲げる事務に係るものに限る。）</p>	<p>山江村、球磨村、あさぎり町</p>
---	----------------------

別表中第27号を第31号とし、同表第26号市町村等の欄中「玉名市」を「八代市、玉名市、天草市」に改め、同号を同表第30号とする。

別表第25号市町村等の欄中「八代市」の次に「、天草市」を加え、同号を同表第28号とし、同号の次に次の1号を加える。

<p>29 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号。以下この号において「法」という。）に基づく事務（法第2条に規定する施設のうち一般粉じん発生施設のみが設置されている特定工場に係るものに限る。）のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第3条第3項（法第4条第3項及び第6条第2項において準用する場合を含む。）及び第6条の2第2項の規定による届出の受理に関する事務</p> <p>(2) 法第10条の規定による解任命令に関する事務</p> <p>(3) 法第11条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務</p>	<p>天草市</p>
--	------------

別表中第24号を第27号とし、第23号を第26号とし、同表第22号事務の欄（5）中「第53条第1項」を「第53条」に改め、同欄（9）中「第65条第1項」を「第65条」に改め、同欄（11）中「(10)」を「(13)」に改め、同欄（11）を同欄（14）とし、同欄（10）を同欄（13）とし、同欄（9）の次に次のように加える。

(10) 法第80条第1項の規定に基づく報告若しくは資料の提出又は勧告若しくは助言に関する事務（(1)、(5)及び(9)の許可に係るものに限る。）

(11) 法第81条第1項から第3項までの規定に基づく許可の取消し又は変更等の監督処分等に関する事務（(1)、(5)、(7)、(8)及び(9)の許可等に係るものに限る。）

(12) 法第82条第1項の規定に基づく立入検査に関する事務（(1)、(5)、(7)、(8)及び(9)の許可等に係るものに限る。）

別表第22号市町村等の欄中「及び(5)から(9)までに掲げる事務にあっては菊池市」を「、(5)から(12)までに掲げる事務にあっては八代市、菊池市、天草市」に、「(10)及び(11)」を「(13)及び(14)」に、「菊池市にあっては(10)」を「八代市、菊池市、天草市にあっては(13)」に改め、同号を同表第25号とする。

別表第21号市町村等の欄中「八代市」の次に「、天草市」を加え、同号を同表第24号とする。

別表中第20号を第22号とし、同号の次に次の1号を加える。

<p>23 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下この号において「法」という。）に基づく事務（法第2条第10項に規定する一般粉じん発生施設に係るものに限る。）のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第18条第1項、第3項及び第18条の2第1項並びに第18条の13第2項の規定において準用する第11条及び第12条第3項の規定による届出の受理に関する事務</p> <p>(2) 法第18条の4の規定による命令に関する事務</p> <p>(3) 法第26条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務</p> <p>(4) 法第28条第2項の規定による協力の要請及び意見の開陳に関する事務</p>	<p>天草市</p>
--	------------

別表中第19号を第21号とし、同表第18号市町村等の欄中「長洲町」の次に「、大津町」を加え、同号を同表第20号とする。
 別表第17号市町村等の欄中「芦北町」を「水俣市、芦北町、津奈木町」に改め、同号を同表第19号とする。
 別表中第16号を第17号とし、同号の次に次の1号を加える。

18 水道法（昭和32年法律第177号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第36条第3項の規定による指示に関する事務 (2) 法第37条の規定による給水停止命令に関する事務（簡易専用水道に係るものに限る。） (3) 法第39条第3項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務	宇土市、上天草市
---	----------

別表中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、同表第12号市町村等の欄中「熊本市、人吉市」を「各市町村」に改め、同号を同表第13号とする。
 別表中第11号を第12号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同表第3号事務の欄（2）中「不動産登記法（明治32年法律第24号）第31条」を「不動産登記法（平成16年法律第123号）第116条」に改め、同欄（3）カ中「第30条及び第31条」を「第116条」に改め、同号を同表第4号とする。
 別表第2号の次に次の1号を加える。

3 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第10条の規定による許可に関する事務 (2) 法第18条第1項の規定による立入検査及び報告の徴収に関する事務 (3) 法第19条の規定による施設の整備改善、使用の制限若しくは使用の禁止の命令又は許可の取消しに関する事務	玉名市、菊池市
---	---------

附 則
 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
 2 この条例の施行の際改正後の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては新条例別表市町村等の欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成18年12月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第77号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例
 熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。
 第2条第1項第354号中「第38条の4第21項」を「第38条の4第20項」に改め、同条第3項中「午後5時15分」を「午後5時30分」に改める。

附 則
 この条例は、公布の日から施行する。

熊本県消防団員等賞じゅつ金授与条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成18年12月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第78号

熊本県消防団員等賞じゅつ金授与条例の一部を改正する条例
 熊本県消防団員等賞じゅつ金授与条例（昭和44年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。
 第2条中「別表第3に定める第1級から第8級までの等級」を「第6条第2項に規定する障害等級の第1級から第8級まで」に改める。
 別表第2備考以外の部分中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同表備考1中「障害の等級」を「障害等級」に、「別表第3に定める」を「第6条第2項に規定する」に改め、同表備考第2中「障害の等級」を「障害等級」に、「第6条第2項から第6項（第3項第1号を除く。）まで」を「第6条第5項から第8項（第6項第1号を除く。）まで及び非常

勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成18年総務省令第110号）第3条第2項に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本県消防団員等賞じゅつ金授与条例の規定は、この条例の施行の日（この項において「施行日」という。）以後に受けた傷害に係る賞じゅつ金について適用し、施行日前に受けた傷害に係る賞じゅつ金については、なお従前の例による。

熊本県子ども総合療育センター条例及び熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第79号

熊本県子ども総合療育センター条例及び熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

（熊本県子ども総合療育センター条例の一部改正）

第1条 熊本県子ども総合療育センター条例（昭和30年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表診療等の項中「に係る食事療養」の次に「及び入院時生活療養費に係る生活療養」を加える。

（熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 熊本県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年熊本県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「に係る食事療養」の次に「及び入院時生活療養費に係る生活療養」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県暴走行為防止対策の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第80号

熊本県暴走行為防止対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

熊本県暴走行為防止対策の推進に関する条例（平成12年熊本県条例第60号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県暴走行為の防止に関する条例

第1条中「重要である」を「重要であるとともに、暴走行為の県民生活に及ぼす影響が多大である」に、「暴走行為防止対策に関する基本方針」を「暴走行為を防止するために必要な事項」に、「推進を図る」を「総合的な推進を図り、もって県民生活の安全と平穩を確保する」に改める。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 道路 法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。

第2条に次の2号を加える。

(3) 公共の場所 道路、公園、広場、ふ頭その他公衆が通行し、又は出入りすることができる場所をいう。

(4) 暴走行為 次に掲げる行為をいう。

ア 法第68条の規定に違反する行為又は2台以上の自動車等を連ねて運行させ、若しくは並進させる行為であつて、かつ、法第7条、第17条、第22条第1項、第55条、第57条第1項、第62条、第71条第5号の3若しくは第71条の2の規定に違反する行為

イ 公共の場所（道路を除く。）において、正当な理由なく、自動車等を急に発進させ、急に加速させ、急に転回させ、蛇行させ、若しくは急に停止させ、又は自動車等の原動機の動力を車輪に伝達させないで原動機の回転数を増加させることにより、著しく他人に迷惑を及ぼし、又は他人に危険を感じさせ、若しくは不安を覚えさせる行為

第9条第2項第1号中「県民等」を「県及び県民等」に改める。

第10条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

（暴走行為に関する禁止行為等）

第10条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 暴走行為をすることを目的として、自動車等を準備し、又はその準備があることを知って公共の場所に集合する行為

(2) 他人に対して、暴走行為を行うよう強制し、又は勧誘する行為

(3) 第2条第4号イに掲げる行為

（あおり行為の禁止）

第11条 何人も、不特定又は多数の者が集合し、又は群がっている公共の場所において、現に暴走行為を行っている者に対し、あおり行為（暴走行為を助長する目的で、声援、拍手、手振り、身振り若しくは旗、鉄パイプその他これらに類するものを振ること、又は爆竹、花火、かんしゃく玉、発煙筒その他これらに類するものを使用することをいう。）をしてはならない。

本則に次の1条を加える。

（罰則）

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

（1）第10条第3号の規定に違反した者

（2）第11条の規定に違反した者

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第81号

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例

熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1船舶のための給水施設の項中「までにつき」を「までごとにつき」に、「午後5時15分」を「午後5時30分」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県開発行為の規模等の特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第82号

熊本県開発行為の規模等の特例を定める条例の一部を改正する条例

熊本県開発行為の規模等の特例を定める条例（平成15年熊本県条例第31号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例

第1条中「この条例は、」の次に「都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）及び」を加え、「規模等の特例」を「許可の基準に関し必要な事項」に改める。

第3条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（規則への委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第2条中「都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項第1号の」を「法第29条第1項第1号に規定する」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の2条を加える。

（法第34条第8号の3の条例で指定する土地の区域）

第4条 法第34条第8号の3の規定により条例で指定する土地の区域は、市町村長の申出に基づき、知事が次の各号のいずれにも該当するものとして指定した区域とする。

（1）建築物の敷地相互間の最短距離が原則として50メートル以内で、おおむね50以上の建築物（市街化区域に存するものを含め、それらの過半が市街化調整区域内に存するものに限る。）が、連たんしている区域であること。

（2）建築物の用に供する土地が規則で定める程度に集積している区域であること。

（3）政令第8条第1項第2号口から二までに掲げる土地の区域として規則で定めるものを、原則として含まないこと。

（4）規則で定める幅員以上の主要な道路が、区域内に適当に配置され、かつ、規則で定める幅員以上の区域外の道路に接続していること。

（5）排水路その他の排水施設が、区域内の下水を有効に排出するとともに、その排出によって当該区域及びその周辺の地域に水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されていること。

（6）水道その他の給水施設が、原則として、区域について想定される需要に支障を来さないような構造及び能力で適当に配置されていること。

2 知事は、前項の区域の指定を行おうとするときは、あらかじめ熊本県開発審査会の議を経なければならない。

3 知事は、第1項の区域の指定を行ったときは、その旨を告示し、関係図書を公衆の縦覧に供するものとする。

4 知事は、市町村長の申出に基づき、指定した区域の変更又は指定の解除を行うことができる。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定による指定した区域の変更又は指定の解除を行う場合に準用する。

（法第34条第8号の3の条例で定める予定建築物等の用途）

第5条 法第34条第8号の3に規定する条例で定める開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途は、次の各号のいずれかに掲げる建築物（地上10メートル以下のものであって、地階を除く階数が2以下のものに限る。）の用途以外の用途とする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（い）項第1号の住宅
- (2) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の5の2第1号に掲げるもののうち、日用品の販売を主たる目的とする店舗（店舗面積が500平方メートル以下のものに限る。）

(3) 前2号を併せ兼ねる建築物

第1条の次に次の1条を加える。

（用語等の定義）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び政令で使用する用語の例による。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第83号

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

施 設	営業の種類	営業所が所在する地域	距 離
学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定するもの（大学及び幼稚園を除く。）をいう。）	法第2条第1項第1号から第8号までに掲げる営業	第1種地域	50メートル
		第2種地域	70メートル
		第3種地域	100メートル
幼稚園（学校教育法第1条に規定する幼稚園をいう。）、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定するものをいう。）又は図書館（図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定するものをいう。）	法第2条第1項第7号（まあじやん屋を除く。）及び第8号に掲げる営業	第1種地域	50メートル
		第2種地域	70メートル
		第3種地域	100メートル
病院（医療法第1条の5第1項に規定するものをいう。ただし、商業地域にあるものを除く。）又は診療所（医療法第1条の5第2項に規定する診療所のうち10人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。ただし、商業地域にあるものを除く。）	法第2条第1項第1号から第8号までに掲げる営業	第3種地域	50メートル

備考

- 1 「第1種地域」とは、第4条の2各号に掲げる地域をいう。
- 2 「第2種地域」とは、商業地域（第1種地域に該当する地域を除く。）をいう。
- 3 「第3種地域」とは、県内の全地域から第1種地域及び第2種地域を除いた地域をいう。

附 則

1 この条例は、平成19年3月1日から施行する。

2 この条例による改正後の熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例別表第1の規定は、この条例の施行の際現に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条の許可を得て風俗営業を営んでいる者の当該風俗営業については、適用しない。

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第84号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和39年熊本県条例第58号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県迷惑行為等防止条例

第1条中「暴力的不良行為」を「行為」に改め、「及び滞在者等」を削る。

第2条の見出し中「(ぐれん隊行為等)」を削り、同条第1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第1号中「いいがかり」を「言い掛かり」に、「など、不安」を「等不安」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 正当な理由がないのに、刃物(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第22条の規定により携帯が禁止されている刃物を除く。)、鉄棒、木刀その他の身体に危害を加えるのに使用することができる物を、公衆に対し、不安を覚えさせるような方法で携帯すること。

第2条第2項中「催し物」を「催物」に、「集って」を「集まって」に、「みだりに」を「正当な理由がないのに」に、「などの方法」を「等」に、「混乱を助長」を「助長」に改める。

第3条を次のように改める。

(卑わいな行為の禁止)

第3条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、正当な理由がないのに、人を著しくしゅう恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 衣服その他の身に着ける物(以下この条において「衣服等」という。)の上から又は直接人の身体に触れること。

(2) 衣服等で覆われている人の下着又は人の身体(次号において「下着等」という。)をのぞき見し、又は撮影すること(次号に規定する方法により行われる場合を除く。)

(3) 衣服等を透かして見ることができ写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器を使用して、下着等の映像を見、又は撮影すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。

2 何人も、正当な理由がないのに、公衆浴場、公衆便所、公衆が利用することができる更衣室その他公衆が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態にいる場所に当該状態にいる人の姿態をのぞき見し、又は撮影してはならない。

第9条第1項中「第2条から前条までの規定のいずれか」を「第3条又は第6条の規定」に、「5万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」を「6月以下の懲役又は50万円以下の罰金」に改め、同条第2項中「6月」を「1年」に、「20万円」を「100万円」に改め、同条を第13条とする。

第8条中「など」を「等」に改め、同条を第12条とする。

第7条の見出し中「(ダフヤ行為)」を削り、同条第1項中「利用しうる」を「利用することができる」に、「急行券」を「特急券」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の2条を加える。

(座席等の不当な供与行為の禁止)

第10条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、財産上の利益を得る目的をもって、不特定の者に便益を供するため、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 公衆の利用できる座席又は駐車若しくは停車の場所(以下この条において「座席等」という。)を占めること。

(2) 座席等を占めるための列の順位を占めること。

(3) 前2号によって占めた座席等又は列の順位を譲り、又は人を勧誘して譲ろうとすること。

(タクシーの客待ち妨害行為等の禁止)

第11条 何人も、正当な理由がないのに、道路交通法(昭和35年法律第105号)第4条の規定により熊本県公安委員会がタクシー(道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車)で当該自動車による運送の引受けが専ら営業所以外の場所において行われるものをいう。以下この条において同じ。)を対象に指定した駐車禁止規制除外区間(以下この条において「規制除外区間」という。)をタクシーの客待ちのために利用し、又は利用しようとする者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) うろつき、立ちふさがり、言い掛かりをつける等不安を覚えさせるような言動をして排除しようとする事。

(2) 縄張り料、使用料、清掃料等その名目のいかんを問わず、金品を要求し、又は要求を暗示すること。

(3) 財産上の利益を得るために、規制除外区間を利用するように勧誘すること。

第6条を削る。

第5条中「以下」の次に「この条において」を加え、「附近」を「付近」に、「これらの」を「、その」に、「買い集め」を「買い」に、「買い集めよう」を「買おう」に改め、同条を第8条とする。

第4条の見出し中「客引行為」を「客引き行為等」に改め、同条中「公共」を「、公共」に改め、同条第1号中「わいせつな」を「人の性的好奇心をそそる」に改め、同条第2号中「前号」を「前2号」に、「とりあげるなど、しつよう」を「取り上げ、進路に立ちふさがり、つきまとう等執よう」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 歓乐的雰囲気醸し出す方法で客をもてなして飲食させる行為又はこれを仮装したものの提供について客引きをすること。

第4条に次の1項を加える。

2 何人も、公共の場所において、前項第1号又は第2号の客引きを行う目的で、公衆の目に触れるような方法で客待ちをしてはならない。

第4条を第5条とし、同条の次に次の2条を加える。

(反復したつきまとい等の禁止)

第6条 何人も、特定の者に対するねたみ、恨みその他悪意の感情を充足する目的(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第1項に規定する目的を除く。)で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為(第1号から第4号までに掲げる行為については、身体的安全若しくは住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所(以下この条において「住居等」という。)の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。)を反復して行ってはならない。

(1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(3) 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。

(4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

(5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、若しくはファクシミリ装置、電子メールその他の電気通信の手段を用いて送信すること。

(6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

(7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(8) その性的しゅう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的しゅう恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

(押売行為等の禁止)

第7条 何人も、戸々を訪れて、物品の販売、加工、修理、配布、貸与若しくは遊芸その他の役務の提供又は広告若しくは寄附の募集(以下この条において「販売等」という。)を行うに際し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 犯罪の前歴を告げ、暴力的性行をほのめかし、若しくは言い掛かりをつけ、又は住居、建造物その他の物にいたずらをする等、相手方に不安を覚えさせるような言動をすること。

(2) 販売等の申込みを断られたのにもかかわらず、物品を展示し、座り込む等、速やかにその場から立ち去らないこと。

2 何人も、相手方の依頼若しくは承諾がないのに物品の加工、修理、配布、貸与若しくは遊芸その他の役務の提供又は広告を行って、その対価を執ように要求してはならない。

3 何人も、未成年者に対し、暴力的性行をほのめかし、又は困惑させて興行その他の娯乐的催物の入場券、観覧券若しくはパーティー券の販売又は配布をさせてはならない。

4 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、販売等を行うに際し、言い掛かりをつけ、すごむ等不安を覚えさせるような言動をしてはならない。

第3条の次に次の1条を加える。

(ピンクビラ等の頒布行為等の禁止)

第4条 何人も、公共の場所において、次の各号のいずれかに該当し、かつ、電話番号その他の連絡先を掲載したビラ、パンフレットその他の物品(以下この条において「ピンクビラ等」という。)を頒布してはならない。

(1) 衣服を脱いだ人の姿態又は性的な行為を表す場面の写真又は絵の表示であって、人の性的好奇心をそそるもの

(2) 水着姿、各種制服姿等の写真、絵又は文言その他の表示であって、人の性的好奇心をそそり、かつ、人の性的好奇心に応じて人に接触する役務の提供を表すもの

2 何人も、公衆電話ボックス内、公衆便所内その他公衆が出入りすることができる建築物内又は公衆の見やすい屋外の場所にピンクビラ等をはり付けその他の方法により掲示し、又は配置してはならない。

3 何人も、正当な理由がないのに、人の住居、店舗、事務所等にピンクビラ等を配り、又は差し入れてはならない。

4 何人も、前3項のいずれかに該当する行為をする目的で、ピンクビラ等を所持しては

ならない。

本則に次の3条を加える。

第14条 第2条、第4条第1項から第3項まで、第5条第1項又は第7条から第12条までの規定のいずれかに違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
2 常習として、前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第15条 第4条第4項の規定に違反した者は、30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(両罰規定)

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第4条又は第5条第1項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第85号

熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の一部を改正する条例

熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例（平成7年熊本県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号。以下「建築促進法」という。）第2条第2号」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第2条第16号」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 建築物特定施設 法第2条第18号に規定する施設をいう。

第2条第4号中「特定施設」を「建築物特定施設」に改め、「、客室」を削り、同条第5号中「建築促進法第2条第5号」を「法第2条第19号」に改め、同条第6号中「特定施設」を「建築物特定施設」に改める。

第17条第1項中「建築促進法」を「法」に、「特定施設」を「建築物特定施設」に改め、同条第2項中「特定施設」を「建築物特定施設」に改める。

第18条第2項中「特定施設」を「建築物特定施設」に改める。

第22条第1項中「特定施設」を「建築物特定施設」に改め、同条第2項中「特定施設」を「建築物特定施設」に、「建築促進法第3条第1項に規定する利用円滑化基準」を「法第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準」に改める。

第23条中「特定施設」を「建築物特定施設」に改める。

第28条中「建築促進法第3条第2項」を「法第14条第3項」に改める。

第29条中「建築促進法第3条第2項」を「法第14条第3項」に、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令（平成6年政令第311号）第2条第1号、第2号、第8号、第9号、第10号、第11号及び第12号」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第1号、第2号、第8号、第9号、第10号、第11号及び第12号」に改める。

附 則

1 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に建築又は修繕若しくは模様替の工事中の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第4条第22号の特定建築物については、この条例による改正後の熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の規定は、適用しない。

